

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月24日（金）午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
（農用地区域からの除外）

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
事務局係長 清水信吾
主事 石川諒太（書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、1月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	1番 石井康三委員、2番 川野辺辰美委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は井野岡推進委員、齋藤推進委員より
	出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果	
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	受付番号454号は先月受付した案件ですが、書類不備のために保留
	となっていたものです。今回、不備が無くなったため、改めて審査を
	行うものです。譲渡人は申請地を相続で譲り受けたものの、今後耕作
	することが厳しいことから、譲受人へ売買を行うものです。譲受人は
	行田市在住ですが、既に市内の農地を約35ha耕作しており、実績は
	十分と考えます。また、申請事由も農業経営の拡張であることから、
	本案件については問題ないと思われます。
	受付番号4号では、譲受人が自家消費野菜の作付を希望したところ、
	譲渡人と話がまとまったことから、本申請地を申請するものです。
	譲受人の自宅から申請地までは車で10分程ですが、自家消費野菜を
	作付するには問題ないと思われます。
	受付番号5号では、譲受人は、市内で農園環境教室などの社会教育
	事業を行っている特定非営利活動法人です。これまでは、同法人の
	代表が個人所有している農地を借りる形で農園環境教室を行っていま
	した。しかしながら、この農地が圃場整備事業の区域に入ることから
	新たに法人として農地を取得するために、申請をするものです。
	また、譲受人の代表も個人として58アールの農地を経営しており、
不耕作地もないこと等から、本案件についても問題ないと考えます。	
受付番号6号では、譲渡人と譲受人は親子関係です。今般、代替わり	
の前に予め本申請地を取得するため、申請を行うものです。	
また、譲受人の経営面積は0となっていますが、譲渡人が所有する	
他の農地で耕作を一緒に行っているため、実質的な経営面積は	
100アールとなっており、本申請については問題ないと考えます。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと	
思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	

	<p>受付番号5号 特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人の申請についての補足説明です。今回の審査のポイントとしては、NPO法人が農地取得できるのか、という点ですが、結論からお話ししますと可能です。ではその根拠ですが、お手元の「農地法施行令」と「農地法施行規則」と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>上段にある農地法施行令第2条は、農地法第3条の不許可の例外を示しています。いふなれば、ここに示してあるものは許可ができるということですが、この中の太字で示した、第2条第1項第1号ハに「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるもの」とあります。</p> <p>この「農林水産省令で定めるもの」を具体的に示したものが、下段の農地法施行規則第16条にあります。施行規則16条を読み上げると「令第2条第1項第1号ハの農林水産省令で定めるものは、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする。」とあります。ここの「営利を目的としない法人」が今回の譲受人に合致しますので、農地を取得する資格は満たしていると考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
6番	<p>受付番号454号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続けて、受付番号4号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号5号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読</p>

	<p>いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号6号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は(詳細に説明)です。</p> <p>申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今回の許可申請は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、全ての農地を耕作し、不耕作等により隣地に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消されても何等依存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>ここでいくつか訂正がございます。</p> <p>議案書3ページにあります、受付番号10号 大字小松の自己用住宅ですが、移転の事由が「使用貸借権設定」となっておりますが、ここ</p>

を「所有権売買」に訂正をお願いいたします。
続いて、受付番号14号 常木の太陽光ですが、移転の事由が
「所有権売買」となっておりますが、1091の方を「所有権売買」、
1092-1の土地の方を「地上権設定」に訂正をお願いいたします。
いたします。それでは、改めまして各案件について説明いたします。
7号では、建築条件付売買予定地を設けるものです。
譲受人は行田市で不動産業を行う企業です。今般、10区画以上の
建築ができる土地を探していたところ、国道やショッピングモールに
近い本申請地を選定することができたため、申請をするものです。
農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、
その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断し
ました。
受付番号8号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在市内のアパートに居住しておりますが、将来のことを
考え住宅の建築を計画しました。今般、市街化調整区域の土地を探した
ところ本申請地を見つけたため、本申請を行うものです。
農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請
事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する
「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、
敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと
思われます。
受付番号9号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在市外のアパートに居住しておりますが、子供が大き
なり手狭になったことから、住宅の建築を計画しました。
今般、妻の実家に近い本申請地を見つけたため、本申請を行うもの
です。
農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団
農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請
事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する
「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、
敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと
思われます。
10号では、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在市外のアパートに居住しておりますが、手狭になった
ことから、住宅の建築を計画したところ、本申請地を見つけたため、
申請をするものです。
農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地
で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と
判断しました。
11号では、建築条件付売買予定地を設けるものです。

	<p>譲受人は行田市で不動産業を行う企業です。今般、住環境の良い土地を探していたところ、国道や県道、ショッピングモールに近い本申請地を選定することができたため、申請をするものです。</p> <p>農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p> <p>12号では、自己用住宅と道路後退用地を設けるものです。</p> <p>譲受人は市内の借家に居住していますが、子供が大きくなり手狭になったため住宅の建築を計画しました。今般、現在の居住地に近い場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。</p> <p>農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p> <p>13号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は現在市外のアパートに居住しておりますが、手狭になったことから、住宅の建築を計画しました。妻の親族が住んでいる羽生市で土地を探したところ、本申請地を見つけたため、申請をするものです。</p> <p>農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま。</p> <p>14号では、貸太陽光発電施設を設けるものです。</p> <p>譲受人は都内で太陽光発電事業や広告業を行っている法人です。今般、県内の土地で条件に合う土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請するものです。なお、本申請地は加須市との市境に位置しております。羽生市の申請地は2筆となりますが、隣接する加須市大越の農地にも転用申請を行い、羽生市・加須市に跨る太陽光発電施設を建てる計画です。なお、加須市の農地転用申請分に関しては、加須市農業委員会と調整を行い、足並みが揃っていることを確認しております。</p> <p>農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
8番	<p>受付番号7号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	羽生市において利便性が高く、それでいて住環境の整った街づくりのお手伝いの一環となる土地を探しておりました。
	20～30代前半の夫婦で、お子様が小さく、共働きしている家族であり、休みの日は公園で家族と一緒に過ごしたり、買い物したりとゆとりを持った住まいを探している方を対象と考えました。車を2台停めることができ、ガーデニングできる庭があり、近くに公園やショッピング施設のある場所を選定し、市街化区域、非農地で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、面積や清閑さも満たしており、国道も近く、ショッピング施設もあり絶好のロケーションであると強く認識し申請に及ぶものです。
	続きまして、受付番号8号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市内の賃貸住宅で暮らしております。将来を考え、専用住宅を建設するため、実家周辺の市街化区域で探しておりましたがなかなか見つからず、市街化調整区域に広げ探したところ、申請地を見つけ申請に及ぶものです。駅や小学校も近く将来何かと便利なところと考えております。また、残地についても、今まで通り、土地所有者が管理していくことを確認しました。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
3番	受付番号9号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の賃貸住宅に妻と子どもと暮らしておりますが、子どもが大きくなり、住居が手狭になったため専用住宅の建設を決めました。実家が羽生市内にあり、その周辺の市街化区域で探しましたが条件に合うものが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。保育園、小学校も近く大変便利なところと考えております。また、残地についても、今まで通り、土地所有者が管理していくことを確認しました。
	続けて、受付番号10号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等

	<p>の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、借家に住んでおりますが、手狭になってきたため、住宅を建てようと考えました。申請地は主要道路も近く、ライフラインも整っているため。建築地に選定しました。申請地以外にも選定しましたが、耕作を続けるため、売買の意思がありませんでした。資金の目途も立ち、申請を行うものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号 1 1 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>羽生市において利便性が高く、それでいて住環境の整った街づくりのお手伝いの一環となる土地を探しておりました。</p> <p>20～30代前半の夫婦で、お子様が小さく、共働きしている家族であり、休みの日は公園で家族で一緒に過ごしたり、買い物したりとゆとりを持った住まいを探している方を対象と考えました。車を2台停めることができ、ガーデニングできる庭があり、近くに公園やショッピング施設のある場所を選定し、市街化区域、非農地で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、面積や清閑さも満たしており、県道から国道へのアクセスも良く、ショッピング施設にも容易に行ける絶好のロケーションであると強く認識し申請に及ぶものです。</p> <p>続けて、受付番号 1 2 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内の賃貸住宅に妻と子どもと暮らしておりますが、子どもが大きくなり、住居が手狭になったため専用住宅の建設を決めました。生活環境をなるべく変えないよう、現在の居住地周辺の市街化区域で探しましたが条件に合うものが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。現在の居住地に近い場所にあり、保育園も近く大変便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 0 番	<p>受付番号 1 3 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等</p>

	<p>の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の賃貸住宅に妻と暮らしておりますが、将来を考え妻の親族が住んでいる羽生市に専用住宅の建設を決めました。</p> <p>駐車スペース3台、庭が確保できる土地を市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。近隣に住宅も多く何かと便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
11番	<p>受付番号14号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>新たな事業地を確保するために、管理可能な範囲で会社の近隣エリアで候補地を探していたところ、地権者との交渉が整い、また、近くに電柱があり、管理用車両が通行できる道路に接していることから当該地を選定いたしました。</p> <p>次に誓約書を朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>それではただいまの説明のうち、議案第2号の案件に対し、ご質疑ご発言を願います。</p>
推進委員	<p>太陽光発電を行うにあたって土地を貸すわけだが、倒産や太陽光発電事業から手を引く場合どのような対応になるか。地元で太陽光発電をやりたいという話が出てきている。売買と賃貸はどちらのほうがいいのか。</p>
事務局	<p>売買か賃貸のどちらがいいのかは一概には言えない。一時的に大きな収入を得るか、長期的に収入を得るのがいいかは判断が難しい。</p> <p>発電を受けた事業者が倒産した場合どうなるかについて、現時点では市内で許可後に倒産した事業者はないため予想になってしまう。ただ、事業者には現状復旧を求めることになると思われる。施設を残して後継会社が引き継ぐ場合にも適切な手続きが必要になる。そのまま放置され荒廃しないよう、農業委員会や環境課で指導はしていくことになる。</p>

11番	調査の中で地上権について事業者に聞いたところ、先祖伝来の土地で手放したくないという所有者の意向がある場合も少なくない。
3番	住宅用敷地は500㎡を超えないと聞いていたが、道路後退用地を含め超えている案件が今回あるがどうしてなのか。
事務局	自己用住宅の農地転用の上限はおっしゃるとおり500㎡。今回の案件は自己用住宅と道路後退用地の同時申請という考え方なので住宅本体は500㎡以内に収まっているため問題ない。道路後退用地とは建築基準法で住宅用地に接している道路が4m以上ないと建築できないという制約がある。4mない場合はその道路の中心から2m後退した位置で面積を設定しなければならない。
10番	通常太陽光施設と貸太陽光施設の違いは何か。また、これまで移転の事由は使用貸借や賃貸借が多いが、今回は地上権の設定となっている。地面を使いたい理由はあるのか。
事務局	これまで審査してきた太陽光発電は5条の譲受人が自ら発電を行い売電まで行うもの。今回の貸太陽光はパネルを立て、そのパネルを第三者に貸し、その借賃を収入として得るもの。地上権設定については、内容は賃貸借と変わらないが、申請書の文言が地上権設定となっていたためそれに合わせたもの。下に入って作業をするという話はない。
議長	(質疑終了)
(議案第3号)	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地利用集積計画(案)についてを議題といたします。当該計画(案)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、番号113番から120番と302番から303番と、306番から309番と、417番については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては 委員、委員、委員の退席を求めることになります。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地利用集積計画(案)について説明させていただきます

	<p>ます。</p> <p>農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律により、同計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ことから、今回の案件となっております。本議案については、中間管理機構である農林公社が土地所有者から借り受けた農地を、耕作者に貸し出すもののうち、「農林公社が耕作者への貸出するものの審議」になります。表の見方といたしまして、左から「中間管理機構から借り受ける耕作者の氏名」、「耕作者住所」と続き、「対象農地」の情報となります。なお、表の右から3番目と4番目の項目に金額が記載されているものが「賃借権」金額の記載のないものが「使用貸借権」になります。20ページをご覧ください。中間管理機構が各耕作者へ賃貸借等を設定する計画（案）の合計が表の一番下にあります。今回の筆数として497筆、合計面積は541,627㎡となります。以上で、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議 長	<p>以上で、事務局からの報告、説明が終わりました。</p>
	<p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、</p> <p>委員、 委員、 委員、 委員の退席</p> <p>をお願いします。</p> <p>ご発言を願います。</p> <p>(委員の退席)</p>
10番	<p>貸し借りの期間が7か月のものがあるが妥当な期間なのか。</p> <p>収穫はできるの、もしくは今年限りのものなのか。</p>
事務局	<p>7か月の期間は当事者同士で決めたことなので問題ないと思われる。</p> <p>推測にはなるが、11月1日から別契約に切り替えるものではないかと思われる。</p>
議 長	<p>(質疑終了)</p>
	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局の報告のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）については、同意することに決定いたします。</p> <p>委員、 委員、 委員、 委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員の入室)</p> <p>ここで休憩をはさみ、その後、議案第4号の審議に入ります。</p> <p>休憩時間を10分とり、15時10分から再開いたします。</p>

	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>(休憩)</p>
(議案第4号)	<p>続きまして、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>を議題といたします。当該、整備計画の変更については、農業振興</p> <p>地域の整備に関する法律により、羽生市長から意見を求められており</p> <p>ます。それでは、事務局である農政課の説明後、各担当委員より調査</p> <p>結果の報告をいただき、慎重なるご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>議案第4号 農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。</p> <p>本案は令和6年10月に受けました、農用地区域からの除外の申出</p> <p>3件につきまして、農業委員会の意見をいただくため、審議をお願ひ</p> <p>するものでございます。農用地区域からの除外は、今後長期間にわたって</p> <p>農業上の利用を図るべき地域として設定した「農用地区域」通称</p> <p>「青地」から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を</p> <p>農用地区域から除外する手続きになります。審議後、その他関係機関</p> <p>からの問題点の指摘がなければ4月に除外の手続きが終了となる予定</p> <p>です。農地転用の手続きは5月以降となる予定です。</p> <p>事案番号1番は須影地区の案件になります。1番の案件につきまして</p> <p>は、駐車場敷きの敷地拡張でございます。現在の宅地部分のみでは</p> <p>手狭なため、駐車場及び車両の転回スペースを確保するための計画と</p> <p>なっております。</p> <p>事案番号2番は三田ヶ谷地区の案件になります。2番の案件につつま</p> <p>しては、進入路の敷地拡張でございます。現在使用している進入路が</p> <p>一部農地へ越境しているため当該箇所は是正及び4mの進入路幅を</p> <p>確保するための計画となっております。</p> <p>事案番号3番は三田ヶ谷地区の案件になります。3番の案件につつま</p> <p>しては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市内の借家</p> <p>住まいをしている子供夫婦が父の所有する土地に分家住宅を建てる</p> <p>ための手続きになります。代替地等を検討しましたが他に立地する場所</p> <p>がなく、今回の申出地に立地する計画となっております。</p> <p>以上が、農用地区域からの除外の案件になります。</p> <p>今回農用地区域から除外する農用地面積は、699.84㎡です。</p> <p>また、本案につきましては、農業振興地域整備に関する羽生市運用</p> <p>方針に規定する除外目的要件を満たしております。それでは、慎重</p> <p>なるご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
2番	<p>議案番号1番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読</p>
	<p>いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等</p>

	<p>の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>該当地の選定理由及び選定の経過について朗読します。</p> <p>申請地を居住地の駐車場・乗用車の転回スペースとして宅地拡張したく申請するものです。現在の車両の出入り通路が道路幅員の都合上対向車とのすれ違いや転回等が難しく、日常生活で困っております。</p> <p>また、宅地南側のカーポートですが、居宅の収納スペースが乏しく物置場を以前から考えており、物置スペースとしての利用を計画しています。居宅との隣接や広さを考慮し最適地と考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9 番	<p>議案番号 2 番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>該当地の選定理由及び選定の経過について朗読します。</p> <p>申請地は現在、宅地との進入路として使用しておりますが、一部農地法を違反している部分がある為、当該箇所の是正及び 4 m の通路敷を確保したく申請しました。</p> <p>続いて、議案番号 3 番について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>該当地の選定理由及び選定の経過について朗読します。</p> <p>現在、建築できる土地もなく、実家の敷地内にある旧家に仮住まいしております。旧家も老朽化が進んでおり、建て替えも考えなくてはなりません。費用が大きく、その予算を作ることはできません。</p> <p>市街化区域でも探しましたが、予算を含め満足のいく物件には巡り合えず、これからも実家の手伝いはしていきたいと思い、父に相談したところ、申請地を使うことを快く了解していただきました。</p> <p>申請地は電気・道路・水道と容易に整備でき、公園も近く、近隣にも住宅が点在しているため安全で、両親とも近からず遠からずの環境が最適と考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p>
	<p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p>

	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について、同意することに決定いたします。
	ことに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地利用集積等促進計画書についてでございますが、
	こちらは中間管理事業による農地の賃貸借等のうち、「土地所有者が中間管理機構（農林公社）に貸し出す」ものの報告になります。中間管理機構が耕作者に貸し出す方は、先ほど審議したように議案になりますが、土地所有者が中間管理機構に貸し出す方に関しては、こちらのように報告事項となります。
	15ページの右下に対象農地の合計がございます。田・畑の合計面積は454,544㎡となります。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷4件ございました。
	報告事項3 農地法第4条第1項第9号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化調整区域内の農地のうち、敷地面積が200㎡未満の農地に農業用倉庫を建築するものに関しては、県知事の許可を取得することなく、届出することで建築が可能になるものです。1件ございました。
	報告事項4 農地法第5条の規定による許可の取消しについてでございますが、これは農地転用許可を取得したものの、諸事情から許可の取消しを行ったものです。1件ございました。
	報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。50件ございました。
	報告事項6 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました12月分でございます。
	4条が1件、5条が4件ございました。
	報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。
	今月の相談会の担当委員は、渋沢真弘委員、増田一幸委員、久保推進委員となります。日程は1月30日木曜日の午後1時30分となっております。なお、当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	お手元の資料「懇親会決算報告」をご覧ください。昨年12月の定例会終了後に行われた懇親会ですが、ご覧のとおり報告いたします。

なお、領収書は事務局で保管していますので、確認したい場合は事務局まで声掛けをお願いいたします。

続きまして、来月2月に予定しています視察研修についてです。

議案書をお配りした際に同封しました視察研修の案内ですが、こちらをご覧ください。お忘れの方はお配りしますのでお声がけください。

視察研修ですが、山梨県笛吹市にある「石和いちご館青柳」といういちご農園に向かいます。詳細や行程については、お手元の両面刷りの工程表をご覧ください。まず日程ですが、2月7日（金）、

7時50分に市役所のATM付近に集合です。集合完了後、8時に出発し、中型バスで石和いちご館青柳へ向かいます。現地で講演を聞き、いちご狩りを行う予定です。その後移動して昼食・買い物等を行い、羽生へ戻ってくる行程です。それではここで、出欠を取りたいと思います。お手元に確認票という紙があるかと思えます。こちらに視察研修の出欠を記入いただき、そのまま机に置いておくようお願いいたします。閉会后、事務局で回収し、出席の人数を先方に報告しますので、よろしくお願ひします。

続いて、資料はありませんが、盗難に関して注意の連絡です。

近頃、陸田に水を上げるためのポンプのモーターが盗まれる事件が多発しているそうです。盗難に遭いやすいモーターの特徴として、ポンプ小屋の中に設置されているものが多いとのこと。小屋の中であれば、盗難の瞬間が外から分かりにくいことや、盗まれてしまっても、外から見えないので、気づかれにくいということ等の理由で狙われやすいものだと思います。地元で集まりなどがあつた際は、注意喚起いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

来月2月の定例農業委員会の日程でございますが、2月25日火曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 7年 1月 24日

会 長

署名委員

署名委員

